

移民出身国に関する報告

ナイジェリア

2007 年 11 月 13 日

目次

PREFACE

Latest News

EVENTS IN NIGERIA FROM 31 OCTOBER 2007 TO 13 NOVEMBER 2007

REPORTS ON NIGERIA PUBLISHED OR ACCESSED BETWEEN 31 OCTOBER 2007 AND 13 NOVEMBER 2007

Paragraphs

Background Information

1. GEOGRAPHY	1.01
Map	1.03
2. ECONOMY	2.01
3. HISTORY	3.01
4. RECENT DEVELOPMENTS	4.01
5. CONSTITUTION	5.01
6. POLITICAL SYSTEM	6.01

Human Rights

7. INTRODUCTION	7.01
The National Human Rights Commission	7.04
Persecution from non-state agents and internal relocation	7.06
8. SECURITY FORCES	8.01
Overview	8.01
The Nigerian Police Force	8.03
The Police Service Commission	8.08
Arbitrary arrest and detention	8.10
Torture	8.11
Extra-judicial killings	8.14
Avenues of complaint	8.17
Extra-judicial killings committed by the Nigerian armed forces	8.22
9. MILITARY SERVICE	9.01
10. JUDICIARY	10.01
Organisation	10.01
Independence	10.02
Fair trial	10.04
11. SHARI'A PENAL CODES	11.01
Introduction of the Shari'a penal codes	11.01
Legal framework	11.04
The Shari'a courts system	11.05
Implementation of the Shari'a penal codes	11.06
Government policy regarding the Shari'a penal codes	11.10
Freedom to publicly express criticism of Shari'a	11.12
12. ARREST AND DETENTION	12.01
Legal rights	12.01
Persons convicted of drugs offences and Decree 33 of 1990	12.03
13. PRISON CONDITIONS	13.01

14. DEATH PENALTY	14.01
15. POLITICAL AFFILIATION	15.01
Freedom of political expression	15.02
Political violence	15.03
Freedom of association and assembly	15.04
16. FREEDOM OF SPEECH AND MEDIA.....	16.01
17. HUMAN RIGHTS INSTITUTIONS, ORGANISATIONS AND ACTIVISTS	17.01
18. CORRUPTION AND THE GOVERNMENT'S EFFORTS TO TACKLE IT	18.01
Use of forged documentation	18.06
19. FREEDOM OF RELIGION	19.01
Constitutional rights	19.01
Government restrictions on freedom of religion.....	19.02
Religious groups	19.04
Incidents of violence between religious groups	19.05
Incidents of violence between Christians and Muslims from 2001 to 2004	19.06
Incidents of violence between Christians and Muslims in February 2006	19.11
The response of the Government and the police to the incidents of violence of February 2006	19.14
Incidents of violence between the Yan-Gwagwarmaya Islamic sect and the Government's security forces during 2004	19.15
Incidents of violence between the Al Sunna Wal Jamma Islamic sect and the Government's security forces during 2003 and 2004	19.16
Incidents of violence between members of the Sunni and Shi'ite Islamic sects during 2005	19.19
Traditional Nigerian religions and ritual killings	19.20
20. ETHNIC GROUPS	20.01
Ethnicity and societal discrimination	20.02
Incidents of violence between different ethnic groups	20.04
Inter-ethnic violence in the Delta region	20.05
21. LESBIAN, GAY, BISEXUAL AND TRANSGENDER PERSONS.....	21.01
Legal rights	21.01
Enforcement of the laws on homosexuality	21.03
Government attitudes	21.07
Societal ill-treatment or discrimination	21.10
22. DISABILITY	22.01
23. WOMEN	23.01
Legal rights	23.01
Participation in politics	23.03
Social and economic rights.....	23.04
Women and poverty	23.05
Violence against women.....	23.06
State protection for victims of violence	23.08
Rape and the law	23.13
State protection for victims of rape	23.16
Prosecution of rape cases.....	23.18
Forced marriages	23.20
Female genital mutilation	23.21
Trafficking in women	23.26

24. CHILDREN	24.01
Education	24.01
Child labour	24.03
Facilities for children with learning disabilities.....	24.04
Child marriage	24.05
Child trafficking	24.06
Government and UNICEF efforts to tackle child trafficking	24.07
25. MOVEMENT FOR THE ACTUALISATION OF THE SOVEREIGN STATE OF BIAFRA (MASSOB).....	25.01
26. ARMED MILITIA GROUPS IN THE DELTA REGION	26.01
The Niger Delta People's Volunteer Force and the Niger Delta Vigilante	26.01
The Government's response to the militia violence	26.02
The 2004 agreement to end the violence	26.03
Movement for the Emancipation of the Niger Delta (MEND)	26.04
27. VIGILANTE GROUPS	27.01
Background	27.01
Vigilante groups and the police	27.03
28. THE O'ODUA PEOPLE'S CONGRESS	28.01
29. THE OGBONI SOCIETY	29.01
30. STUDENT SECRET CULTS	30.01
Reasons why students join cults.....	30.03
Recruitment and initiation	30.05
Cult activities	30.06
Incidents of violence.....	30.07
31. TRAFFICKING.....	31.01
Overview	31.01
Migration routes and transit stays.....	31.03
Societal attitudes to trafficking	31.04
Government efforts to tackle trafficking	31.06
Government efforts to provide assistance to the victims of trafficking	31.11
Treatment of trafficked women returned to Nigeria.....	31.13
Persecution of trafficked women returned to Nigeria.....	31.15
32. MEDICAL ISSUES.....	32.01
Overview of availability of medical treatment and drugs	32.01
HIV/AIDS – anti-retroviral treatment	32.06
Government efforts to tackle HIV/AIDS	32.08
Discrimination against people with AIDS.....	32.10
Cancer treatment.....	32.11
Coronary heart disease	32.13
Sickle cell anaemia.....	32.14
Tuberculosis	32.16
Malaria	32.18
Mental health	32.19
33. FREEDOM OF MOVEMENT	33.01
34. EXIT-ENTRY PROCEDURES	34.01
35. TREATMENT OF RETURNED FAILED ASYLUM SEEKERS	35.01
36. INTERNALLY DISPLACED PEOPLE (IDPs).....	36.01
37. FOREIGN REFUGEES	37.01
38. CITIZENSHIP AND NATIONALITY.....	38.01
39. EMPLOYMENT RIGHTS	39.01
40. EXTENDED FAMILY AND OTHER COMMUNITY SUPPORT NETWORKS.....	40.01

Annexes

- Annex A – Chronology of major events**
- Annex B – Political organisations**
- Annex C – Prominent people: past and present**
- Annex D – List of abbreviations**
- Annex E – List of the states and state capitals of Nigeria**
- Annex F – References to source material**

序文

- i この移民出身国情報報告(COI Report)は、当局者の人権問題や難民庇護を決定する手続きへの使用ために内務省調査統計局(RDS)によって作成されたものである。この報告には、英国で難民庇護・人権の要求について最もよく起る問題についての基本情報が提供されている。報告の本文には 2007 年 10 月 30 日までに公表されている情報が含まれている。「最新情報」には、その後の情報として 2007 年 10 月 31 日から 11 月 13 日までにアクセスされた出来事と報告が記されている。
- ii 報告は広範囲にわたる確認済みの外部情報源をもとに作られた資料から包括的に編集されたものであり、内務省のいかなる意見や方針も含まれていない。報告のすべての情報は、全文書にわたって、情報源に起因するものであり、その情報源は難民の庇護と人権問題の決定に関わる職務を担う者が使用できるように作られている。
- iii 報告は、確認済みの情報源の概要の提供を目的とし、特に難民と人権申請に関する主な問題に焦点を当てたものである。詳細または包括的な調査を目的として作成されたものではない。さらに詳細な説明については、関連する原資料を直接閲覧する必要がある。
- iv COI 報告の構成と形式は、内務省の社会福祉士や難民庇護の要請を提出する職員に使用されるかたちをとっている。これらの職員は特定の問題に関する情報を即座に電子的に入手することが必要であり、求められる主題を直接閲覧できるよう目次を使っている。主要な問題は独立した項目に詳細に記述されているが、他の項目でも言及されていることがある。よって、報告には同じ内容の事柄が重複して記述されていることがある。
- v COI 報告に含まれる情報は原資料から確認されるものに限定されている。ある特定の項目に関して、関連するすべての側面から記述する努力はしているが、常に関連情報を入手することが可能というわけではない。このため、報告に含まれる情報は、実際に記されている以上のことは意味していないことに注意すべきである。例えば、ある特定の法案が可決されたと記述されていたとき、これは、記載のない限りは、法案が効果的に実施されているということの意味するものではない。
- vi 上述の通り、報告は信頼性のある多くの情報源から作成された資料からまとめられたものである。報告の編集にあたり、異なる原資料に記述されている情報の相違を解明する試みはなされていない。例えば、原資料によって異なる名称が使われていたり、個人名、地名、政党名等の綴りが異なっていることがたびたびある。COI 報告は、綴りを統一させることを目的としておらず、原資料で使われている綴りを忠実に反映させている。同様に、原資料によって記載されている数字が異なることがあるが、これらは単にもとの文書の通りに引用されている。「原文のまま」という用語は、引用された文章の誤った綴りや誤字を示すためのみに使われている。この用語の使用はもとの資料の内容への批評を意味するものではない。

- vii 報告は過去 2 年間に発行された原資料におおむね基づいている。しかし、最近の資料では入手できない関連情報を含むものについてはそれ以前の原資料が使われていることもある。すべての情報源には、報告の発行時に関連があると判断された情報が含まれている。
- viii COI 報告と添付資料は公文書である。すべての COI 報告は内務省ホームページの RDS の項目で公表されており、本報告の原資料の大部分は公的に容易に入手できる。報告で確認される原資料が電子的に入手できる場合は、関連するウェブのリンクが含まれており、リンクにアクセスした日付も記されている。官庁や購読サービスにより提供されるような入手しにくい原文書の複写は、要請に応じて内務省により提供される。
- ix COI 報告は難民の受け入れ数の高い 20 の国について定期的に発行されている。COI Bulletins は運用上の必要に応じて、難民受け入れ数の低い国について作成されている。また、内務省職員は特定の調査のために情報要求サービスに常時アクセスできるようになっている。
- x COI 報告の作成にあたり、内務省は入手可能な原資料の正確で公正な要約を提供しようと努めている。報告に関する意見や原資料へのさらなる提案を歓迎する。下記内務省までお寄せ願いたい。

Country of Origin Information Service

Home Office

Apollo House

36 Wellesley Road

Croydon CR9 3RR

United Kingdom

Eメール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ホームページ: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

ADVISORY PANEL ON COUNTRY INFORMATION

- xi 独立した Advisory Panel on Country Information は、「2002 年国籍、移民及び庇護法」のもと、内務大臣に対して内務省の移民出身国情報文書の内容に関する提言を行うために設立された。Advisory Panel は、内務省 COI 報告に関するすべての意見とその他の移民出身国情報源を歓迎する。Panel の任務についてはホームページ www.apci.org.uk にて閲覧できる。
- xii 内務省の文書や手続きを是認することは Advisory Panel の職務ではない。Advisory Panel は職務の中で、選ばれた個々の内務省 COI 報告を直接再調査するが、そのような再調査が行われたり、意見が述べられても、報告文書の是認を意味するものではない。Advisory Panel が調査した文書は Non-Suspensive Appeals (NSA)一覧に指定された国、もしくは指定が提案されている国に関連することがある。そのような場合、Advisory Panel の仕事は特定の国を NSA に決定する、もしくは指定を提案する、および NSA 決定過程を是認することを意味するものではない。

Advisory Panel on Country Information

PO Box 1539
Croydon CR9 3WR
United Kingdom

Eメール: apci@homeoffice.gsi.gov.uk

ホームページ: www.apci.org.uk

目次へ戻る
出典一覧へ

最新情報

2007 年 10 月 31 日から 11 月 13 日までのナイジェリアでの出来事

- 11 月 1 日 ナイジェリアの新聞 *Daily Trust* によると、ナイジェリア労働会議 (NLC) は、ヤラドゥア大統領は汚職と戦うためのより断固たる決意を示すべきだと述べている。
'Daily Trust' (Abuja), Yar'Adua Should Show Resolve in Combating Corruption-NLC, 1 November 2007
www.allafrica.com/stories/printable/200711010209.html
アクセス日 2007 年 11 月 1 日
- 10 月 31 日 ナイジェリアの新聞 *Daily Trust* は、食品医薬品管理局 (NAFDAC) がここ 6 年間で偽薬を廃棄したと報道。この偽薬が流通していれば、ナイジェリアの薬局で 200 億ナイラ以上の売上げになる。これは、総局長 Dora Akunyili 博士が、研究用機器会社 Katchey と製薬会社メルクが保健省との共同で開催した第一回国際科学年次会議/展示会で述べた。総局長は、偽薬関連事件で 45 件の有罪が確定しており、60 の事件で裁判が予定されていると述べた。偽薬の流通は 2001 年の平均 41% から 2006 年では 16.7% に減少した。
'Daily Trust' (Abuja), Nafdac Destroys Fake Drugs Worth N20bn, 31 October 2007
www.allafrica.com/stories/printable/200710310418.html
アクセス日 2007 年 11 月 1 日
- 10 月 31 日 ナイジェリアの新聞 *Daily Trust* によると、厚生大臣 Adenike Grange 教授が、ナイジェリアで毎年 38 万件的結核が新たに報告されており、毎年 3 万人が結核で死亡していると述べた。厚生大臣はまた、ナイジェリア政府は結核件数の増加を止め、さらに減少させる責務を向上・維持していると述べた。現在、結核検出率は 2002 年の 15% から 2005 年の約 30% に増加している。だが、この数値は目標検出率の 70% には達していない。
'Daily Trust' (Abuja), Minister Raises Alarm on Rising TB Cases, 31 October 2007
www.allafrica.com/stories/printable/200710310422.html
アクセス日 2007 年 11 月 1 日

目次へ戻る
出典一覧へ

2007 年 10 月 31 日から 11 月 13 日までに公表された、もしくはアクセスされたナイジェリアに関する報告

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)

基本情報

1. 地理

- 1.01 europaworld.com のナイジェリアの項目によると、ナイジェリア連邦共和国は西アフリカ沿岸に位置し、総国土面積は **923,768** 平方キロメートルである。ナイジェリアに隣接する国は、西にベナン、北にニジェール、北東にはチャド、東と南東にはカメルーンが位置している。ナイジェリアの気候の特徴は、年間を通して比較的気温が高いことである。 [1]
- 1.02 2007 年 6 月に発表された米 국무省 **Background Note** のナイジェリアについての記述によると、ナイジェリアの首都はアブジャである。その他の主要都市には、**Lagos**、**Ibadan**、**Kano** がある。公用語は英語で、ナイジェリア人は一般に英語を使っているが、2 つ以上のナイジェリアの言語も広く使われている。**Hausa**、**Yoruba**、**Igbo** は最も広く使われているナイジェリアの言語である。都市部やその近郊に住むナイジェリア人は **25%** 未満だが、少なくとも **24** 都市で人口が **10** 万人以上である。ナイジェリアは行政上 **36** の州と **1** つの連邦区域に分かれている。州はさらに **774** の地方自治体に細分されている。ナイジェリアの主要港湾は **Lagos**、**Port Harcourt**、**Calabar** にある。ナイジェリアの道路のほとんどは整備が行き届いていないが、州政府は中央政府の財政資金を使って道路網を徐々に改善させている。ナイジェリアには **4** つの国際空港 **Lagos**、**Kano**、**Port Harcourt**、**Abuja** がある。国際線を運行するナイジェリアの民間航空会社が数社ある。 [3c] (p1-2, 9-10). 2006 年 12 月の国家人口審議会公表の国勢調査暫定結果によると、人口は **1 億 4,000 万人** であった。('This Day' [ナイジェリアの新聞], 『人口は 1 億 4,000 万人』 2006 年 12 月 30 日付 [43a])

目次へ戻る
出典一覧へ

地図

1.03 添付地図は www.unhcr.org から入手可能。



目次へ戻る
出典一覧へ

2. 経済

2.01 The Economist Intelligence Unit (EIU) 2007 年ナイジェリアについての国のプロフィールによると：

『ナイジェリアでは二重経済の特徴が示される。飛び地の石油産業部門は、政府の財源を使用する場合を除いては、他の経済とのつながりがほとんどなく、従来の農業、貿易、限定された製造業に大きく依存する典型的なアフリカの発展経済とともに存在する。植民地時代に換金農耕が導入され、港湾、鉄道、道路が発達し、消費者財市場が出現し始めた。1960 年の独立時には、農産物販売委員会が主導的な役割を担い、農業が GDP の半分以上を優に占め、輸出収入と国庫収入の主な供給源となっていた。』 [10a] (p23)

『しかし、1970 年代の石油産業部門の急速な発展で、農業部門は経済成長の要としての地位を取って代わられる。ナイジェリア政府の公式推計値によると、石油部門は連邦政府収入の 70～80% を占め（石油価格により変動）、不変価格での測定で輸出収入の約 90% と GDP の約 25% を占める。農業（畜産、林業、漁業を含む）は、いまだ大多数のナイジェリア人の主産業となっており、GDP の約 40% を占める。近年、製造業部門も下落を続けていることが明らかになっており、GDP の 5% 未満に落ちこんでいる。一方、サービス部門と小売・卸売部門は成長を続けており、現在残りの 30% の GDP の大部分を占めている。』 [10a] (p23-24)

2.02 2006 年 6 月に公表された国際危機グループの報告「ナイジェリア：豊かさに囲まれた中での貧困」は以下のように付け加えている：

『ナイジェリアには豊富な人的資源と天然資源があるが、それでもなお大量貧困に苦しんでいる。農業は、かつては主要な硬貨獲得源であったが、衰退してしまい、食料輸入は貿易支出の 6 分の 1 に過ぎない。製造業が経済に占める割合は独立時よりもさらに少なく、約 6% である。実用性や生産能力は限られていながら、過大な工業プロジェクトの展望が点在している。』

『…ナイジェリアの豊富な石油資源にもかかわらず、極度の貧困状態（世界銀行の定義では、1 日の生活が 1 ドル未満）が、現在人口の 37% を占めている。10 人中 9 人のナイジェリア人は 1 日 2 ドル以下で生活している。汚職や原油価格の変動、経済の多様化の失敗のためナイジェリアはいまだ「発展の落とし穴」の中にある。』

『…ナイジェリアは何百万という移住者を産み続けている。実質的には経済難民で、アフリカ、ヨーロッパ、アメリカ合衆国中に住んでいる。1994 年にウエスタンユニオンがナイジェリアで運営を開始して以来、このサービスのみを通して毎年平均 30 億ドルが送金されている。この金額は、2000 年代前半の外国直接投資（DFI）の年間流入の 2 倍に及ぶ。』 [17a] (Introduction)

- 2.03 2007 年 4 月に公表された BBC ニュースオンライン「ナイジェリア：事実と統計」報告は、さらに以下のように付け加えている：

『ナイジェリアは西アフリカでは経済原動力のある国であり、地域別 GDP の 50% 近くを貢献している。経済的には、ナイジェリアは依然として石油・ガス部門に依存している。ナイジェリアは OPEC のメンバーであり、世界第 8 位の石油輸出国である。Nigeria Liquefied Natural Gas Limited (NLNG) からの収入は向こう 10 年で石油収入を上回ると見込まれている。』

『ナイジェリアで産出される種類の原油はほぼ精製する必要がないが、自国の精製所を国内消費向け石油製品を生産できるほど発展させることができないので、精製品を逆輸入しなければならない。』

『…ナイジェリアは、世界で最低ラインの国民生活指針を示している。子供は 5 人に 1 人が 5 歳に満たないで死亡。1,200 万人の子供は学校に行っていない。200 万人近くのエイズ孤児がいる。』

『人口の 54.7% (7,500 万人) 以上が、平均寿命が 47 歳という貧困ライン以下で生活している。』”

『大統領の民営化計画導入から 8 年経ったが、ナイジェリア人にはいまだ保証された電力供給、水道、下水設備、改善された鉄道と道路、電話設備がない状態である』” [8k]

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)

3. 歴史

3.01 europaworld.com のナイジェリアの項目によると、ナイジェリアは 19 世紀後半から 20 世紀前半の間は英国の統治下にあった。1947 年、英国が新憲法を導入し、北部州、西部州、東部州の 3 地域の連邦制が確立される。1954 年、ナイジェリア連邦は自治となる。1960 年 1 月、二院制連邦議会が形成され、同年 10 月 1 日ナイジェリアは独立国家となり、Tafawa Balewa が最初の首相となる。1963 年 10 月、国名をナイジェリア連邦共和国と改めた。[1]

3.02 英外務連邦省のナイジェリアのプロフィール（2007 年 6 月版）は以下のよう
に記している：

『独立憲法は、連邦の北部州、西部州、東部州の 3 地域それぞれに多岐に渡る権限、独自の憲法、地方政府、販売委員会を与えた。包括的ではあるが力の弱い連邦政府の権限は、警察と軍隊の管理、経済計画など国家的な問題に限られていた。』

『…1960 年代初めには、引き継がれた地域構造で連邦政府を支配しようとする競争が高まり、自民族中心的な 3 つの地域内と地域間両方で紛争や危機が相次いで起った。1964 年の連邦選挙は暴力や不正工作で妨害された。政党間、民族間の緊張が続き、1966 年 1 月、Igbo の役人の指導により軍隊が支配する結果となる。その後、ナイジェリアの独立後の歴史はクーデター、東部州がビアフラ共和国として独立しようとして起った内戦（1967-70）といった一連の軍隊の政治介入で特徴付けられる。…ナイジェリアの民政は、1960-65、1979-83、1999 から現在までの 3 つの短い期間のみである。29 年に及ぶ介在期間は軍事政権となっていた。』 [2d] (p2)

3.03 europaworld.com のナイジェリアの項目によると、1998 年 12 月に地方議会選挙が実施され、1999 年 1 月には州議会選挙が行われた。国民民主党（PDP）が地方議会選挙では投票総数の 60%、州議会選挙では 50%を獲得した。1999 年 2 月 20 日には連邦議会選挙が行われ、PDP は下院議員 360 議席のうち 215 議席を獲得、上院では 109 議席中 66 議席を獲得した。1999 年 2 月 27 日の大統領選挙では、Olusegun Obasanjo が総投票数の 62.8 %を獲得し勝利した。1999 年 5 月 29 日、Obasanjo が正式に大統領就任。1999 年 5 月 5 日には新憲法が公布され、同年 5 月 29 日に施行された。4 年後の 2003 年 4 月と 5 月に大統領選と議会選挙が行われた。Obasanjo は 2003 年の大統領選で勝利し、Obasanjo 率いる PDP が 2003 年の議会選挙で過半数を獲得した。2003 年 4 月と 5 月の選挙後、2003 年 5 月 29 日に Obasanjo は大統領に就任。2003 年 7 月に新連邦政府が発足した。[1]

3.04 地方選挙で与党 PDP が 30 議席中 25 議席を獲得。地方選挙は多くの不正と暴力、超低投票率との申し立てにより無効となる。3 つの地方自治体では投票用紙不足のため選挙が行われず、結果として多くの有権者が投票できなかった。約 25 万人の警察官が暴動を防ぐためにナイジェリア中に動員された。（BBC ニュースオンライン報告『ナイジェリア与党が選挙で勝利』2004 年 3 月 29 日） [8a]

- 3.05 2005 年 2 月、Obasanjo 前大統領は憲法改正、国家資源の管理と連邦主義を検討するために Abuja で政治会議を開いた。代表の大多数は大統領と州政府から指名され、与党に強く偏った姿勢を招く結果となった。（BBC ニュースオンライン報告『ナイジェリア人、国家の将来を討議』2005 年 2 月 21 日付） [8f] 国政会議は 2005 年 7 月に終了。南部 Delta 地域が石油収入の 17% を得ること、大統領と地方知事の任期は 4 年間で、1 度に限り再選が可能であることが決定された。（BBC ニュースオンライン報告『ナイジェリア改革論争同意に至らず』2005 年 7 月 12 日） [8c]
- 3.06 2006 年 5 月、ナイジェリアの上院は Obasanjo 前大統領の 3 選を可能にする憲法改正を否決した。国営放送でもテレビ中継された討議を終え、上院は満場一致で法案を否決。経済財政犯罪委員会は、国会議員が Obasanjo の 3 選を可能にしようとする動きを支援するよう賄賂が提供されていた可能性があるとしてこれを捜査すると述べた。（BBC ニュースオンライン報告『ナイジェリアリーダーの 3 選はなし』2006 年 5 月 16 日） [8i]
- 3.07 2006 年 12 月、国家人口審議会公表の 2006 年国勢調査暫定は、人口は 1 億 4,000 万人と発表した。（「This Day」[ナイジェリアの新聞] 『人口は 1 億 4,000 万人』2006 年 12 月 30 日） [43a]
- 3.08 2007 年 4 月 14 日、全国で州知事選挙と州議会選挙が実施された。地方監視団によると、選挙は嫌がらせと脅迫により妨害された。選挙は暴力によっても妨害された。国家選挙管理委員会（INEC）は、選挙結果が公表された 33 州中 26 州で PDP が勝利し、2 州での選挙が不正の拡大により中止となったと発表した。（Africa Reuters.com 報告、「監視団はナイジェリアの投票結果の多くを拒否」2007 年 4 月 16 日付） [46]
- 3.09 2007 年 4 月 21 日、2007 年連邦議会（国民議会）選挙と大統領選挙が実施された。2007 年 4 月 23 日、INEC は PDP の Umaru Musa Yar'Adua が 2,460 万票（投票総数の 72%）を獲得し当選したと公表。ANPP の Muhammadu Buhari は 660 万票（投票総数の 19%）、Atiku Abubakar は 260 万票（投票総数の 7%）を獲得した。その他の候補者の獲得投票数は Buhari と Abubakar をはるかに下回った。Buhari と Abubakar は選挙結果を不服とし、自らの抗議を法廷で主張すると明言した。地方監視団と国際監視団は、選挙には大きな不備があったと述べている。（国連 IRIN 報告「ナイジェリア：当選者宣言時、正当性は問われた」2007 年 4 月 23 日付） [21g]
- 3.10 2007 年のさまざまな選挙に関し、2007 年 10 月に公表された Human Rights Watch の報告「犯罪政治：ナイジェリアの暴力、『ゴッドファーザー』、腐敗」では以下のように述べている：

『公選役職者は、投票の信頼性の確保を担当する当の政府とともに、選挙を暴力と不正に満ちた茶番へと荒廃させた。全国で政治家に雇われた武装ギャングが投票所を襲撃し、投票箱を持ち去った。公選役職者は、投票がまったく行われなかった場所で投票率が高かったと報告した。多くの地域で、公然と不正票が投じられ、根拠のない偽造結果がもたらされた。最終結果は、信頼できる選挙監視員全員が報告した事実とはまったく異なるものであった

が、国家選挙管理委員会（INEC）は与党 PDP の大勝を発表した。』 [22g]
(p15)

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)

4. 近年の発展

- 4.01 2007年5月29日、Umaru Yar'Adua がナイジェリア連邦共和国の大統領に就任した。新大統領は就任演説の中で、ナイジェリア国民に奉仕するリーダーになることを宣言し、自らの政権を『改革の時代』へと導けるよう国民に支援を求めた。Yar'Adua は多くの公約を掲げたが、特に教育水準とインフラの向上、法治の強化などがあった。（「This Day」（ナイジェリアの新聞）『Yar'Adua、今こそ改革の時』2007年5月30日） [43c]

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)

5. 憲法

5.01 europaworld.com のナイジェリアの項目によると、1999 年 5 月 5 日に新憲法が公布され、同年 5 月 29 日に施行された。[1] 憲法には、人身の自由、公正な裁判を受ける権利、表現と報道の自由、宗教の自由、人間の尊厳にかかわる権利を含む基本的人権の自由が記されている。 [6]

5.02 2007 年 EIU のナイジェリアの国のプロフィールは以下のように記している：

『…新憲法は緊張のもととなっている。批評家は、多くのナイジェリア国民がもっと自由な連邦を望んでいるのに対し、権力は中央政府に集中すぎている、と主張している。別の論点としては、国家警察の管理や裁判官の任命を連邦政府が支配しているということが挙げられる。ナイジェリアの 36 州各州から少なくとも 1 人の閣僚が任命されなければならないと規定されているが、憲法が大統領の権限を弱め、能力よりも出身地を重要視することで無能な政治家が昇格されることも議論されている。政権の問題は、こういった多くの主張が正当であるにもかかわらず、執行部が現行の憲法の改正はさらなる問題を引き起こすのではないかと恐れていることだ。憲法改正のさまざまな試みは失敗に終わっている。[10a] (p8)

『…その弱みが何であれ、憲法は、軍事政権の間にはなかった個人の自由を保証するものである。憲法はまた、ナイジェリアが宗教にとらわれない国であることを規定しているが、同意したイスラム教徒がシャリーア（イスラム法）を運用することを認めているようだ。2000 年 1 月、北西部州 Zamfara が連邦でシャリーアを正式に採択した最初の州となり、これにより複数の信仰を持つ国家における憲法の有効性について激しい論争が引き起こされた。この問題がすぐに解決されることは望めない。』 [10a] (p9)

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)

6. 政治体制

- 6.01 europaworld.com のナイジェリアの項目によると、ナイジェリアは民主連邦共和制で、多政党制であり、首都と 36 の州で構成されている。連邦の行政権限は大統領に与えられており、大統領は国家元首、連邦の最高行政官、軍司令官である。大統領は国民選挙により選出され、任期は 4 年である。立法権は国民議会にあり、上院と下院で構成されている。109 名の議員で構成される上院は、各州から 3 名と首都からの 1 名の上院議員で構成される。上院議員は 4 年ごとに国民選挙で選ばれる。下院は 360 名の議員で構成され、4 年ごとに国民選挙で選出される。閣僚は上院の承認を条件として大統領より指名される。[1]

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)

人権

7. はじめに

- 7.01 2005 年に公表された The British-Danish Fact-Finding Mission Report は以下のように述べている：

『アブジャにある Daily Trust 新聞社の Kabiru A. Yusuf 編集長は、1999 年以来人権は著しく向上していると考えている。国民は自由に意見を表現したり結集したりすることができる。政治的見解により個人が拘束されるケースは「ごくごくわずか」である。国民が政府転覆の活動で疑いをかけられることが時々あったが、そのようなケースは非常に少ない。そのようなケースの大部分はイスラム地域の宗教過激派と関連しているが、拘束された者は全員 2 ～3 ヶ月後に解放されている。Yusuf は、軍事政権時代の人権侵害の構図は完全になくなったと強調した。』 [15] (p5)

『…弁護士で、人権活動団体 Constitutional Rights Project の前指導者である Clement Nwankwo は、ナイジェリアでは国家当局による故意の迫害は行われていないと考える。しかし、Nwankwo は、政府機関が配備されず、恐れずに難問に立ち向かっていないことは深刻な人権問題であると述べた。問題は、当局がいまだに人権侵害を許し、特に当局による虐待や嫌がらせに対する警察の捜査の規則に関して欠陥があり、政治体制がその被害を被っていることである。』 [15] (p6)

『Nwankwo は、1999 年以来ナイジェリアは民主化へと大きく進みつつあり、憲法上の権利は回復されたと考えている。しかし、現実には、NPF と保安局が軍事政権時代からの習慣を広く続けているといった問題もまだある。』 [15] (p6)

- 7.02 1999 年に民主的統治が回復されて以来、人権をめぐる状況は改善されているが、米 국무省の年次 Human Rights Country Reports 等の報告では深刻な人権侵害が引き続き伝えられている。2007 年 3 月公表の最新の米 국무省 Human Rights Country Reports のナイジェリアについての報告では、2006 年の状況について以下のように記述されている：

『政府の人権記録は改善されておらず、政府当局はあらゆるレベルで深刻な虐待を続けている。最も顕著な人権問題は、国民が政権を交代させる権利の剥奪である。また、治安部隊による政略的・裁判外の殺害、自警団員の殺害、刑事免責、囚人・勾留者・犯罪容疑者への暴行、命を脅かすほどひどい刑務所の状況、恣意的な逮捕、長期審理前勾留、裁判官や裁判官汚職への行政官の干渉、プライバシー権利の侵害、言論・報道・集会・宗教・運動の自由への制限、女性への家庭内暴力と差別、女性器切除（FGM）、児童虐待、児童の性的搾取、社会的暴力、民族的・宗教的差別、売春と強制労働を目的とした人身売買もある。』 [3a] (Introduction)

- 7.03 2007 年 1 月公表の The Human Rights Watch (HRW) のナイジェリアについての報告「ナイジェリアの人権問題概要」では、2006 年の状況について以下のように述べられている：

『1999年の軍事政権の終結以来、ナイジェリアは、国家として歴史上最も長期にわたる連続した民主政治を経験している。この期間に人権と政治的権利は改善されているが、警察、軍隊、公選役職者を含む政府関係者はナイジェリア国民に対して深刻な虐待を続けている。国のひどい人権状況を改善し、虐待に関する説明責任を保証しようとする政治的意志の欠乏は、軍事政権の終結以来生み出されたもろい進歩を壊す脅威となっているだけでなく、2007年に信頼性があり暴力のない選挙を実行する妨げの要因ともなっている。』

『過去数年と同様、2006年にも共同体間の陰惨な暴力事件は頻繁に起った。政府は、この暴力を引き起こす鍵となった要因を押さえるための措置を何もとっていない。要因とは、何百万というナイジェリア人を民族「土着」ではないという理由で差別したり、不利な立場に置くような違憲の方針である。警察と軍隊は共同体間の暴力の防止を怠っているどころか、数え切れないほどの犯罪的暴力行為に関与している。』

『説明責任をもたらすための手続きは、汚職、非能率、政治的影響、内在する刑事免責の文化により不能となっている。ナイジェリアの最悪な虐待に対して責任のある者は、重要な制裁を逃れている。その一方、一般的な犯罪で告訴されている何千もの囚人は刑罰のために長期にわたって審理前勾留されており、10年以上も勾留されるケースもある。しかし、2006年に当局は、有罪となった場合に課せられる刑期より長く拘置されている非収容者を釈放すると発表した。連邦政府の「腐敗への戦い」の中でわずかな進歩がもたらされたにもかかわらず、特に州と地方レベルでは汚職はまん延したままであり、このことは政府が基本的な社会的・経済的権利を提供する責任を果たし損ねている大きな要因となっている。』 [22e] (p1)

国家人権委員会

- 7.04 2005 年 7 月公表の Human Rights Watch の 報告「引き裂かれた安息：ナイジェリアでの警官による拘留中の拷問と死」では以下のように記されている：

『国家人権委員会（NHRC）は 1995 年に設立された半官半民の組織であり、ナイジェリアの人権向上と保護の責務を負っている。拷問を含む人権侵害事件を審査し、調査する権限が与えられている。委員会は基本的に 2 つの理由で不利な立場となっている。つまり、設備がひどく不足していることと、改善を実行する司法権に欠けており、政府へは勧告を促すのみであるということである。よって、委員会がその役割を効果的に果たすことは不可能である。その役割を公にするよう努めているものの、NHRC は一般のナイジェリア人にとって身近ではない。委員会の存在は国民の多くに知られておらず、地域の事務所は職員不在である。そのために、委員会が受ける拷問の苦情件数は少ない。例として、2003 年に委員会が受けた警官による拷問事件はたった 25 件であった。』 [22b] (p62-63)

『委員会の捜査官が各事件の事実を確認すると、詳細は警察・人権委員会を通して警察監察官長官へ送られる。定期的に行われるこの委員会は、内部規律の勧告を目的として、拷問やその他の虐待事件が警察当局へ直行する公式経路を提供している。委員会の上級委員が Human Rights Watch へ伝えるところによると、委員会の介入により、拷問を含む虐待を続けたことに対し多くの警官が免職されたり集団的制裁を受けたりしているが、起訴されたものはいない。』 [22b] (p63)

- 7.05 NHRC に関して British-Danish FFM Report は以下のように述べている：

『NHRC の Assistant Director 兼 Executive Director の Legal/Special Assistant である Tony Ojukwu は、NHRC がナイジェリアでの唯一の政府の人権組織であると説明した。州レベルでは政府の人権機関はないが、数多くの地域的な NHRC 事務所が設立されている。事務所が設置されているのは、Lagos（Lagos 州）、Maiduguri（Borno 州）、Port Harcourt（Rivers 州）、Kano（Kano 州）、Enugu（Enugu 州）である。間もなく Jos（Plateau 州）にも事務所が追加で建てられる予定である。』

“Ojukwu は、NHRC が人権侵害を記録し、個人の苦情を受け入れ、政府と当局に人権に関する忠告をすると説明した。』 [15] (p36)

非国家エージェントからの迫害と国内移住

- 7.06 British-Danish FFM Report によると、非国家エージェントからの迫害を恐れる個人は警察の保護を求めることができる。しかし、以下のようにも述べている：

『しかしながら、NPF（ナイジェリア警察）は警官より重武装をしている可能性のある団体や個人に立ち向かおうとはしない。結果、警官はなにも行動を起こさない。そのような団体には政府の上官の後ろ盾があるので、NPF も対抗することを躊躇する。警官の行動の結果としてもたらされる迫害は、いつも決まって申し立て当事者のうち金のある方に有利となる。』 [15] (p31)

- 7.07 ナイジェリア人が非国家エージェントからの迫害を避けるために国内の他の地域へ移動することは可能である。しかし、British-Danish FFM Report に記述されているように、移動する人たちは問題に突き当たることがある：

『BHC は、非国家エージェントからの虐待を逃れるために国内移住することはほぼいつも可能であると信じている。しかし、移住者は、新しい環境で他者から受け入れられなかったり、住まいや土地を持っていないなどの困難に直面したりすることもある。新しい居住地に移住者に家族や知り合いがいる場合は、状況はかなり容易となる。（原文のまま）』 [15] (p37)

『Internal Affairs 大臣 Dr Iorchia Ayu there によると、ナイジェリアにはもはや国家の迫害はない。非国家エージェントからの困難に遭う者は国内移住できる。国民すべては国内で自由に移動することができる。亡命を求めて国外へ移動する者がそうする理由はない。海外への亡命を求めることは国への非難となるが、帰国者は帰国に際しいかなる問題にも直面することはない。』 [15] (p37)

『IGP 代表によれば、シャーリアの司法権を逃れるためにナイジェリア国内の他の地へ移動した者が、NPF によって再びシャーリアの管轄に戻されることはない。』 [15] (p37)

「Momoh（Channels Television）は、ナイジェリア国内で移住することにより「社会的迫害」すなわち FGM、強制結婚、シャーリアの刑罰等を避けることは可能であると説明した。Momoh は、内陸地域出身者が FGM を逃れる手段がないとして障害があったケースはたった 1 件しか見ていないという。Momoh は、移住によって強制結婚の取り組みから逃れることは可能であると説明した。強制結婚は主にナイジェリアの北部地域で起っており、女性は南部へ移動することにより回避できる。ナイジェリア中どこでも移動は自由であることが強調されていた。」 [15] (p37-38)

目次へ戻る
出典一覧へ

8. 治安部隊

概要

8.01 国内治安に関して、USSD 2006 Report は以下のように述べている：

『国家警察（NPF）は法の執行の責務を負う。国内治安は国家保安庁（SSS）の責務であり、国家安全保障補佐官を通して大統領へ報告する。その年（2006 年）には、警察が社会的暴力を鎮圧できないというケースが多くあり、政府が引き続き軍隊の力を借りることもあった。NPF の各州部隊は監察官補佐に指揮される。法律は、州と地方レベルの政府が警察部隊を組織することを禁止している。NPF は人権侵害を犯し、全国的に暴力犯罪事件の数を著しく減少させてはいない。汚職はまん延しており、幹線道路の検問所での賄賂というかたちが最も多かった。概して警官は責任を問われることなく逮捕したり、違法に拘束したり、時には犯罪容疑者を処刑した。また、SSS はさまざまな人権侵害に関与しており、それは特に言論と報道の自由の制限に関するものであった。』 [3a] (Section 1d)

8.02 HRW の拘束中での警官からの拷問と死についての報告では以下のように付け加えられている：

『その他のいくつかの国家機関が警察権力を行使しており、容疑者を逮捕、拘束する権力を持っていて、独自の拘置施設を持つところもある。これらの機関には、National Drug Law Enforcement Agency（NDLEA）、Customs and Immigration Service、そして 2002 年に送金不正と資金洗浄などの金融犯罪捜査のために設立された経済財政犯罪委員会（EFCC）がある。さらに、国家の治安に影響する刑事事件を取り扱う 2 つの主要な情報機関として国家保安庁（SSS）と Directorate of Military Intelligence（DMI）がある。』 [22b] (p18)

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)

ナイジェリア警察

- 8.03 HRW の拘束中での警官からの拷問と死についての報告では以下のように記されている：

『ナイジェリア警察は連邦政府によって集中管理された機関である。大統領により任命され、大統領への報告義務を持つ警察監察官をリーダーとする。憲法では、全般的な軍隊の管理は大統領に与えられている。』 [22b] (p16-17)

『…36 州と首都それぞれに州警視総監の下でコマンドと呼ばれる部隊が配置されている。3～4 の州コマンドが 1 組になって 12 地区の 1 つを形成しており、各地区は Assistant Inspector General の下にある。州コマンドはさらに小さな地域コマンドに分かれていて、その下には Divisional Police Officer (DPO) 率いる地区警察署がある。そして、最後に地元の交番に分かれる。警察の規模は、現在約 325,000 名の警官がいる。』 [22b] (p17)

『…連邦機関として、ナイジェリア警察は全国から警官を募集している。新人警官は 36 州コマンドのいずれかに配属される。厳格な交代制により、警官は数年ごとに新しい勤務地へ異動となるため、警備に当たる警官の民族的・宗教的背景がその地域の住民と異なることがある。』 [22b] (p18)

『一般の警察とともに活動するのが機動隊である。機動隊は特別に訓練された暴動鎮圧部隊であり、30,000 名の隊員がいる。地元では MOPOL として知られ、もともとは市民の暴動や大規模な闘争を鎮圧するために組織されたが、今日ではさまざまな警察活動を遂行するためにも配置されている。機動隊は 46 部隊と並列する権力の下で機動し、州と地区のコマンドに組み込まれており、総監部の警察長官に指揮されている。』 [22b] (p18)

- 8.04 HRW の報告によると、警察官は低賃金で、設備も不十分で、暴力犯罪に対応するための装備も整っていない。以下のように述べられている：

『ナイジェリアの他の多くの国家職員と同様に、警官は十分に訓練されておらず、装備も不十分で、十分な報酬も与えられない。警察官の平均の手取りの給料は 1 ヶ月約 61 米ドルで、これは学校教師の平均賃金 1 ヶ月約 77 米ドルにやや劣る。実際、警官の低賃金と粗末な状況は、下級幹部がわずかな収入を補うために警察内で汚職を行うことがまん延している原因になっている。しかし、一方では、汚職は単に食欲さから行われている場合もある。』 [22b] (p12)

『…増える貧困、高い失業率、そして従来の社会構造の崩壊により、近年暴力犯罪は急激に増えているが、ナイジェリア警察は設備が不十分なため対処できていない…、犯罪の傾向は分析や解釈が困難なことで有名だが、一般大衆の認識として、ナイジェリアで特に武装強盗などの犯罪率が異常に高いことは明らかである。』 [22b] (p12)

『警察は多くの場合において地域社会の安全と治安の要求に応えられておらず、重武装した暴力的な犯罪者に圧倒されてしまうことが多い。ナイジェリアの警察改革専門家によると、警察は要求される警察活動を十分に遂行するために訓練された人材が不足している。警察の有効性に対する国民の信頼の喪失から、民間警備隊や地域の自警団が出現しているが、中でも最も悪評高いのが南東部州の **Bakassi Boys** である。しかし、全国ではさらに何百もの小さい団体にもその範囲は及んでいる。』 [22b] (p13)

- 8.05 2005 年 8 月、Abuja の British High Commission は大統領職に付随する the Chairman of the Police Service Commission の特別顧問である Emmanuel Ibe 王子から警察についての情報を入手した。Emmanuel Ibe 王子によると：

『保安に関しては、ナイジェリア警察は全国どこでも同じである。警察は 1 つの統合機関であり、その扱いに差はない。保護される人々への差別的な方針はない。裕福でも貧乏でも、出身が特定の地域であってもそうでなくても関係ない（原文のまま）。国民を不平等に扱うという国家方針はない。唯一問題があるとすれば、それは処刑についてであり、個人によって対応に違いがある。』 [2a] (p9)

- 8.06 2006 年 1 月付けの国際連合人権委員会の Report of the Special Rapporteur の裁判外、略式、または恣意的な処刑についての報告は以下のように付け加えている：

『ナイジェリア警察は民政化で著しい成長をとげ、2005 年には 325,000 名となった。しかし、その多数はいまだ能力に欠けており、訓練のレベルや資金は不十分で、警官の士気も低い。ナイジェリアは高い凶悪犯罪率に悩まされているが、警察は慢性的に資源不足である。大抵の場合、新人は制服を自ら購入しなければならず、給料は何ヶ月も未払いのままである。緊急処置に必要な装備は他の機関から借りなければならず、原告は（たとえ殺人の申し立てでも）旅費や宿泊費など警察の捜査費用を請求される。費用がまかなわれない場合は、捜査は行われない。さらに、汚職が警察官中でまん延しており、それは超低賃金が原因でもある。』

『これらの理由と、警察の方策は裁判外の殺害率の高さなど恣意的で不必要な武力行使であることが多いため、国民の警察への信頼は低い。事実、警察は市民社会のほとんどすべての部門から批判を受けている。』

『一般的な苦情は、制服を着用していない警官が（原文のまま）公の場で銃器を携帯していたり、非番の時でも制服を着ていたり、物品の安全輸送保証のために警官が代金を請求する習慣が広まっていることである。結果、国民の警官への姿勢はまず恐れと不信である。』 [26b] (p13)

- 8.07 2007 年 10 月に公表された Human Rights Watch の報告「犯罪政治：ナイジェリアの暴力、『ゴッドファーザー』、腐敗」では、以下のように付け加えられている：

『ナイジェリアの警察は、悪名高く墮落した無能な機関として知られ、警察の怠慢は政府が刑事免責に対して効果的な処置を取れない主な原因になっている。最近ナイジェリア全国で行われた世論調査では、回答者の大多数が警察を国の最も腐敗した公的機関として挙げている。同時に、警察が犯罪捜査を実行する能力は極端に欠けている。』 [22g] (p42)

『…ナイジェリア警察は任務を効果的に果たす能力に欠けることが多く、汚職が蔓延し、これが警察の有効性をさらに弱めている。しかし、一機関としての警察の欠点と同じくらい大きく影響しているのは政治的圧力であり、政治家やその他の与党と関係のあるの重要人物に関連する不正を警察が捜査できないようにしていることが多い。』 [22g] (p45-46)

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)

THE POLICE SERVICE COMMISSION

- 8.08 HRW の拘束中での警官からの拷問と死についての報告では以下のように記されている：

『ナイジェリア警察の外部監視を担当する主な機関は **Police Service Commission (PSC)** である。PSC は 2001 年に法律で制定された独立組織である。PSC は退職した最高裁か控訴裁判所の裁判官、署長より上のランクの警察官 1 名、4 名の民間人で構成される。**The Police Service Commission Act** の第 6 項では、この機関に対して監察官より下級のすべてのナイジェリア警官への任命、昇級、懲戒、免職の責務を与えている。』 [22b] (p61-62)

『この Act で与えられた権限によると、**Police Service Commissioner** には、過失を犯した警察官の懲戒処分を勧告するために、警察による不正を捜査することと義務づけられている…。PSC は事件を検察官へ委任する権威を持たない。実際、PSC には不正事件を捜査する政治的意思が欠如している。深刻な人権侵害を含む警官の不正への申し立てはすべて、その詳細調査が現在警察へ委任されている。2004 年、**Police Service Commission** に寄せられた市民団体や人権団体のメンバーからの警官の不正行為に関する苦情は 50 件以上あったが、そのすべては警察監察官へ転送された。さらに PSC には、警察官が犯罪で告発されたり、有罪となった場合に懲戒処分を勧告することができるが、この任務が遂行されたことはほとんどない。むしろ、PSC は **Deputy Inspector General** への **Assistant Superintendent of Police** によって決められた懲戒免職の勧告を追認するだけである。』 [22b] (p62)

『PSC の権力行使を妨げる要因は多いが、訓練された職員や設備の不足など財政援助で補える要因ばかりである。**Police Service Commission** 内には、警官による犯罪への独自の調査ができるよう適切に設備投資された部門が設置されるべきである。この部門には事件を検察側へ委任する権限が与えられなければならない。そうすれば、警察が自らの不正を捜査することを頓挫させようとするのを阻止できるようになるはずだ。』 [22b] (p62)

8.09 British-Danish FFM Report は以下のように付け加えている：

『NPC は NPF を全般的に組織、管理、総監督する責務を負っている。この中には、NPF 職員の任命、規律による統制、免職は含まれていない。現在、この政治レベルでは説明責任への強い仕組みを作ろうとする政治的意思は見られない。』 [15] (p32)

『PSC の一員 Ayo Obe は、PSC はまさに NPF への民間監視を具体化していると考えていた。PSC は IGP より下級のナイジェリアのすべての警察官を任命、昇級、懲戒処分、免職する責務を負っている。Alemika（犯罪学・法社会学教授）が考えるように、もし PSC が組織的、財政、物資、そして職員の面で強化され、憲法で定められる通り独立した機関として機能することが許されるならば、PSC は世界で最も自立した民間の警察監視機関となること（原文のまま）は認めている。しかし、PSC の本来の機能はさまざまな理由から実現されていない。例えば、適切な構造や指導者、警察官（原文のまま）、指針が資金不足のため欠けているのだ。また、他の多くの国でも見られるように、民間監視団体と NPF の関係は、緊張や疑惑で特徴付けられることが多く、敵意があからさまになることもある。』 [15] (p32)

恣意的な逮捕と勾留

8.10 恣意的な逮捕と勾留について、USSD 2006 Report は以下のように記している：

『法律では、警官は容疑者に弁護士を雇ったり保釈の機会を与えたりしなければならない。しかし、通常容疑者は容疑を知らされずに拘束されたり、弁護士や家族との連絡を拒否されたり、保釈可能な犯罪でも保釈の機会を拒否されたりする。抑留者は長期にわたって隔離拘禁されることが多い。保釈の条件は恣意的で、裁判外の影響に左右されやすい。多くの地域では保釈制度が機能しておらず、容疑者は捜査のため長期にわたり勾留される。多数の容疑者は、裁判所へ連れて行かれる前に、事件を審理してもらうための料金を警官から要求されると言う。家族が公判に出席する場合は、警官が追加料金を要求することも多い。』

『犯罪が発生した時、偶然その現場近くにい合わせた人は尋問のため数時間から数ヶ月にわたって拘束される。拘束された人たちは、解放後もさらなる取調べのために繰り返し呼び戻されることが多い。』 [3a] (Section 1d)

拷問

- 8.11 警官による拷問やその他の非人道的で下劣な扱いについて、USSD 2006 Report は以下のように記している：

『憲法と法律はそのような行為を禁止しており、そのような虐待には刑罰を与えることになっているが、警官、軍隊、治安部隊は日常的に抗議者、犯罪容疑者、抑留者、有罪となった囚人に暴行を加えている。警察官は金をゆすり取る目的で日常的に民間人に身体的虐待を加えている。法律は、拷問によって得られた証拠や自白を法廷へ提出することを禁止している。』

[3a] (Section 1c)

- 8.12 HRW の拘束中での警官からの拷問と死についての報告では以下のように記されている：

『Human Rights Watch が犠牲者や犯罪者から受けた説明では、ナイジェリアでの警官による虐待で最も一般的なのは、金属棒、木の棒、厚板、また上記以外の道具を用いて繰り返される激しい暴行である。報告された他の暴行は以下のようなもの：体の後ろで手足を縛られる、手や足を縛られ天井や柱から吊るされる、吊るされている状態でコンクリートブロックを手や背中に乗せられる、催涙ガスを顔や目に吹きかけられる、電気ショック、銃を頭に向けられ命を脅かされる、足を銃で撃たれる、石を投げられる、アイロンやタバコでやけどさせられる、平手打ちやブーツで蹴られる、罵倒や脅し、食べ物や水を与えられない。』 [22b] (p28)

『現地の人権団体や弁護士、裁判官によると、軽窃盗から武装強盗、殺人などの罪で勾留されたり告訴されている一般の犯罪容疑者が最も拘留中に拷問されたり殺害されやすい。Human Rights Watch が取材した犠牲者のほとんどである 41 名がこのグループに入る。』 [22b] (p29)

『数多くの犠牲者、目撃者、地元の NGO 団体は Human Rights Watch に対し、警官がどのように違法に、探し出されていない容疑者の友人や家族を容疑者の代わりに逮捕、拘束、拷問しているかを説明した。これは容疑者を出頭させるため、もしくは恐喝のために行われるようであり、この事実は最近代理監察官により確認された。国内のマスコミによると、捜査本部長との 2005 年 2 月の会議で、代理監察官は警官の行為を非難し、出席した警察官に以下のように述べた。「容疑者を逮捕しようとしてできなかった場合は、容疑者の母方もしくは父方の親戚を逮捕するのではなく、監視を続けるといった措置をとるように。」』 [22b] (p32-33)

『政府方針の抗議者や民族自決団体といった他のカテゴリーの抑留者も拘留中に暴行その他の虐待を受けたりする。この場合、虐待の目的は、国家や連邦政府の方針の脅威となったり衝突したりする団体に関与することを罰することである。ここ数年で、Human Rights Watch は、Igbo organization、Movement for the Actualisation of the Sovereign State of Biafra (MASSOB)、Yoruba、O'odua People's Congress (OPC) といった異なる民族、地域、宗教の団体への自主性の拡大を支持する組織のメンバーに対する虐待を文書でまとめた。』 [22b] (p33-34)

『…Human Rights Watch が取材した犯罪容疑者の圧倒的多数のケースでは、拷問の第一の目的は疑惑のある犯罪に関する自白や情報を引き出すためであった。拷問は取り調べの道具としてすべてのレベルの警官に容認されているようである…、典型的に、尋問を受けた人たちは、疑惑犯罪を認めるまで暴行を加えられ、その後容疑者が署名する自白の調書を検査官が書くか聞き取りすると説明した。多くの犠牲者は、読み書きできないか、調書が公表されないため、調書に何が書いてあるか知らずに署名し、法廷に召喚されて初めて自分の容疑を聞くと言った。』 [22b] (p36-37)

- 8.13 HRW の拘束中での警官からの拷問と死についての報告が以下に記すように、警官による拷問が広く行われているために、やがて多くのナイジェリア人が警察は自分達の目的を達成するために暴力行為を犯すと理解するようになった：

『軍事政権指導者による制圧や残虐行為を何年にも渡って経験した多くのナイジェリア人にとって、国家機関が暴力を用いることは受け入れられ、普通だとさえ思われている。たとえ警官の行為が不正で違法だとわかっているとしても、国民は苦情を申し立てたり、矯正の手段を探したりすることは不可能だと感じているようだ。その姿勢は、何度も繰り返し自らの運命への諦めを口にする犠牲者への取材からも明らかであり…、また、警察にも、犯罪者自身が拷問を受け入れているという認識があることも明らかであった。』 [22b] (p64-65)

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)

裁判外の殺害

- 8.14 国際危機グループの報告、「ナイジェリア：豊かさに囲まれた中での貧困」は以下のように述べている：

『ナイジェリアの独立後の歴史では常に、警察や軍隊は犯罪や政治的動機による暴力の増加の抑制を怠る一方で、無制限の武力を用いて、その結果何千もの市民を死亡させている。民主主義は復活しても、広がる治安部隊による嫌がらせや虐待、拷問、裁判外の殺人は食い止められてはいない。1999年に軍隊が Bayelsa 州の Odi の町を破壊した時のような大量の報復殺害が起っており、伝えられるところによると、この虐殺は地元の若者が 12 名の警察官を暗殺したことへの報復として起った。2002 年に公表された調査によると、この虐殺で 2,483 名が死亡した。2001 年には、Benue 州で武装グループにより 19 名の兵士が誘拐・殺害された後、市民約 200 人が報復行為で殺害された。これほど残忍ではないにしても、以来数多くの同じような事件が起っている。』

- 8.15 The USSD 2006 Report によると、2006 年に裁判外の殺害が治安部隊によって行われたと報告されている：

『政府や政府機関による政略的殺害が起った。その年（2006 年）には、国家警察、軍隊、その他の治安部隊は、容疑者を逮捕したり抗議者を分散させるために裁判外の殺害を犯したり、過度の武力を行使した。』

『警察や武装部隊は、Niger Delta 地域の油送管近くでの犯罪容疑者や疑わしい破壊者に致死的武力を行使するよう指示された。多国籍の石油会社と国内の産油会社は民間警備隊を雇い、一触即発の Niger Delta 地域にある石油設備の保護を任命された地域部隊からの警官や兵士に生活費を援助することも多かった。自由契約の部隊や元治安部隊が、その年に起った暴力犯罪の一部を占めている。』

『…2005 年 1 月に代理監察官より警察のバリケードを撤去するという発表があったにもかかわらず、警察や軍隊の路上バリケードや検問地点での暴力や致死武力の行使はその年も続いていた。一般的に警察は命令を無視し、バリケードを設置するという方針は、Abuja で警視総監が殺害された後、（2006 年）12 月に公式に復活した。治安部隊は、金をゆすり取る目的で民間人をたびたび殺害した。』

『…警察官と軍人は過度の武力を用い、時には市民の暴動、財産破壊、民族間の暴力を鎮圧するために致死的な武力を使った。略式処刑や暴行、その他の虐待が軍人や準軍事機動隊によって Niger Delta 中で起ったという報告もあった。』 [3a] (Section 1a)

- 8.16 アムネスティ・インターナショナルのナイジェリアについての 2007 年報告は以下のように付け加えている：

『警察と治安部隊による裁判外の処刑は広がり続けていた（2006 年）。日常的に行われる路上の検問で警官が市民を殺害したり、賄賂を渡すことを拒否した者を殺害したり、逮捕された武装強盗容疑者に発砲したり、抑留者を裁判なしで処刑することなどである。そのような殺害が驚くほどの件数で起っているにもかかわらず、政府は問題対処のための措置をほとんどとっていない。』 [12c]

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)

告訴手段

8.17 The British-Danish FFM Report は以下のように述べている：

『BHC は、ナイジェリア政府は警官の虐待を容認しておらず、そのような行為は警察内の不正な職員によって行われていると述べた。虐待を受けた個人は、受けた処遇について正式に告訴することができるが、申し立てが必ず捜査されるとは限らず、起訴されることはほとんどない。』

『…IGP の代表は、NPF は連邦警察であると説明した。ナイジェリアの法律では、NPF が NPF へのすべての告訴を捜査することを義務付けている Divisional Police が告訴された場合、原告が NPF の対応や措置に不満であれば Area Commanders へ上訴することができる。それでも不満があれば、State Police Headquarters へ上訴できる。それでも不満があれば、IGP（すなわち the Force Headquarters）へ上訴できる。』

『前述のように、IGP 代表は、NPF のメンバーによる過度の武力行使が問題であり、多く告訴されていることを認めている。告訴されると該当警察官は捜査審議中のため停職となる。告訴が立証されると、該当警察官は免職になり、脅迫的行為や実際の身体的危害など特定の罪に告発される場合は法的措置がとられ、刑事裁判にかけられる。』

『Asiwaju (CLEEN) は、NPF が警察の残忍行為に関する疑惑やその他の NPF 職員による違法行為を調査する責任があると主張した。Asiwaju の説明では、過度な武力行使が立証された場合、警官は停職または降格となる。警官の残忍行為により犠牲者が死亡した場合は、その事件は法務省（公訴局長官）へ委任される。該当警察官は他の市民と同様に扱われ、同じ権利が与えられる。警察官が裁判を受け、有罪となった場合は、自動的に NPF から解雇される。』 [15] (p31)

8.18 HRW の拘束中での警官からの拷問と死についての報告は以下のように付け加えている：

『警察官による犯罪捜査への独立関与や、そういった行為の起訴の監視は、民主的な警察活動の重要な構成部分であるが、ナイジェリアには欠けているようだ。人権侵害など重大な違法行為が個人や組織、裁判官によって警察に訴えられると、当の警察が取り調べに当たる。疑惑のある違法行為が刑法のもとで犯罪に当てはまると、コマンド内の捜査警察官（IPO）が取調べを担当し、十分な証拠が見つかり、事件を Director of Prosecutions へ委任する。しかし、実際には拷問といったような深刻な違法行為が警察によって十分に捜査されたり、さらなる措置のために検察官へ委任されたりすることはほとんどない。これは、警察側での政治的意思が明らかに欠けているせいであり、結果、検察官への委託のための唯一の経路であるナイジェリア警察内でその責任が空白となっている。』 [22b] (p58)

『警察官が起訴されるまれなケースでは、通常は警察の妨害や協力不足により公正な執行が妨げられる。Logos 州 Director of Prosecutions が Human Rights Watch へ伝えたところによると、告発された警官が行方不明になるケ

ースや、証人である他の警官が証拠を提出することを拒否したケースがあるという。同様に、Kano 州法務大臣が Human Rights Watch の調査員に伝えたことによれば、警察の協力を得ることはまれである。法務大臣によると、警察は捜査をするかもしれないが、事件簿を保留するなどして、起訴に必要な措置に応じることを拒否するという。』 [22b] (p58)

『2003 年、警察当局は、Police Complaints Bureau (PCB) の開設を発表した。PCB は、特に警察による人権侵害に関連する不平に対応する任務を負っており、各州コマンドの内部調査における不正行為を市民が報告することができる。Human Rights Watch はこの機関の実際の主導をを望んでいるが、PCB と PBS が置かれている Human Rights Desks で、その機能が果たされたことはほとんどない。職員、研修、事務設備が不足しているのだ。Kano 州の警視総監が Human Rights Watch に伝えたところによると、州コマンド PCB は多くの苦情を受けておらず、拷問での警官に対する苦情は皆無だった。』 [22b] (p60)

『ナイジェリア警察は、拷問など深刻な犯罪の責任を確定するために、内部の「仲間の意見」に大きく依存しているようだ。理論上は、Human Rights Desk の Police Complaints Bureau から正式な苦情が申し立てられるか、もしくは個人や組織からどのレベルでも警察当局へ請願書が提出されると、一番近くの地域の高官が捜査の任務を任される。軽度の違法行為の場合は、即時に懲戒処分によって対処される。深刻な不正行為では、高官が下級警察官に内部調査を命じる。』 [22b] (p60)

『この過程は、「秩序ある部屋での裁判」として知られており、警察内部での裁判である。被疑者が仲間の職員から反対尋問を受ける軍法会議に似ている。この裁判は、強制捜査とは区別され、平行して行われる。Assistant Superintendent of Police 以上の上級職員には、監察官が上官の陪審団を設置して事件を審理する。いずれのケースにおいても、Police Service Commission に制裁のために転送される前に免職、停職、左遷などの懲戒処分が勧告される。しかしながら、現地の人権団体が Human Rights Watch 調査員に伝えたところによると、実際には、そのような内部調査が行われることはほとんどなく、実際に行われても、懲戒処分や起訴といった結果となることはまれである。』 [22b] (p61)

- 8.19 2005 年 8 月、Abuja の British High Commission は CLEEN (Centre for Law Enforcement Education) Foundation の Innocent Chukwuma から警察の規則についての情報を得た。Chukwuma によると、

『規則は重構造である。内部では、(原文のまま) 警官への苦情は上官へ伝えられる。各州コマンドの広報部には Police Public Complaints Bureau がある。おとり捜査を行う私服警官の「X 部隊」による監視もある。また、監察官には、州単位の機構がうまく機能していない時の特別ケースに配備される特別観察部隊がある。しかし、実際には、そういった対策がとられていても、体制はあまり効果的ではなく、その理由は資源不足と、規則がナイジェリア警察では十分に重要視されていないからだ。だが、ここ 3~4 年で、新しい試みが行われ、特に X 部隊によって主に行われていた路上の恐喝で効果を見せている。過去 3 年間で約 1,000 人の警官が解雇されており、解雇は内部懲戒手順のもとでは最高刑である。』

『裁判外の殺害事件では、公訴局長官が起訴できるが、多くの場合、そのような事件は警官が武装強盗に応戦したという発砲事件に取って代われ、言い抜けられてしまう。』

『科学捜査のような代わりの捜査手段がないために、拷問は一般的に非難されていない。社会が警官に結果を出すよう圧力をかけ、警官は単に尋問する者が事実を言うとは信じておらず、むしろ異常な信念を述べていることが多い。』

『…富と社会的地位は大きく影響する。犯罪を通報した場合、通報者は捜査の資金を警察に提供しなければならない。裕福な者に対して貧困者が警察に申し立て場合、貧困者は捜査資金のための金を持っておらず、訴えられた裕福な者が警察へ払う金を持っている場合は、事件は解決済みとなってしまう。』 [2a] (p4)

- 8.20 British-Danish FFM Report は以下のように付け加えている：

『Yusuf (Daily Trust 紙) は、政府が NPF を適切に管理下に置くような処置を取っているとは信じていなかった。地元の被害者から抗議があった時のみ、警官の残虐行為への捜査が行われることはある。そうは言ったものの、Yusuf は、警官が不正な行為を犯した場合に停職や免職になったり、起訴されたりする報告について言及した。通常、そのような事件は、被害者が影響力のある人物であるか、そのような人々と関係を持つ人である場合に日の目を見ることになり、該当警官に対し措置が講じられることが保証される。』 [15] (p33)

『CLEEN によると、NPF の内部懲戒態勢について耳に入るのは、通常は裁判外の殺害など深刻な人権侵害で NPF がメディアから批判されるか、被害者が著名な人物であった時のみである。そのような場合には、NPF は不正を犯した警官を解雇するか、速やかに秩序ある部屋での審議を召集する。』 [15] (p33)

『Asiwaju によると、NGO や他の監視人がメディアや政治家を動かして注目される場合のみ、警官による残虐行為や刑事免責の具体的なケースに処置が取られる。』 [15] (p33)

『Alemika (犯罪学・法社会学教授) も、NPF は日常的に、国民から確認される問題の対処のため内部機構を利用していると言う。しかし、汚職やその他の権力の乱用で何百もの警官を解雇する懲戒手順の成果は国民には知られておらず、結果として、権力の乱用への国民の不平に対し、警察部隊は自己満足しているという印象を生み出している。』 [15] (p33)

『刑事免責については、LEDAP は、生存権を侵害することと、違法の殺人に責任のある者を裁判にかけないことは一般的であると報告した。2001 年 12 月から 2003 年 12 月までに、ナイジェリアで略式や裁判外の殺害で 700 名の犠牲者を出した犯罪者のほとんどは起訴されていなければ、犠牲者の家族の補償もされていない。ナイジェリア政府には、容疑者を逮捕する能力だけでなく、違反者を起訴する意志もない。』 [15] (p35)

『Utomi 教授は、ナイジェリアで政府は警察の刑事免責に対処する強い態度を示しているが、実際にはその進歩は遅いと考えていた。』 [15] (p35)

- 8.21 国際連合人権委員会の Report of the Special Rapporteur の裁判外、略式、または恣意的な処刑についての報告は、以下のように付け加えている：

『書類上では、警官の不正行為への捜査体制は優れたものである。実際には、見せかけであることが多い。捜査の成果は、たいいてい活動が何も行われていないことを正当化するか、告訴は内部で「秩序ある部屋での聴取」などを通して対処されているように見える。確かに警官は懲戒処分を受けたり免職になったりするが、警察が裁判外の殺害で告訴される事件では体制がその機能を果たすことはほとんどない。これらの例では、真の捜査が行われることはまれで、起訴のために DPP へ委任されることはさらにまれである。また、主な容疑をかけられた警官が逃走したり、容疑が他人にかけられたりすることも珍しくはなく、後者の場合は、証拠不十分か誤った警官への起訴という理由で無罪となる。結果は、実は警察が事実上罰を受けないようにさせている一方で、捜査体制が機能しているように見せかけている。』 [26b] (p15)

『…内部責任 (イタリック体で書かれている) については、ナイジェリア警察の体制は弱い。再三にわたる要求の回答として Special Rapporteur に提出された数少ない統計によると、不正を犯した個人に対して以外は、懲戒処分はほとんどとられていない。実際、犯した罪のために警察官を裁きにかかる最大の障害となっているのはナイジェリア警察部隊そのものである。証拠によると、ナイジェリア警察は体系的に捜査を妨害し、容疑者を逃がしている。』 [26b] (p16)

『…政府の責任 (イタリック体で書かれている) に関しては、Police Service Commission が警察の懲罰担当となっているが、警察による裁判外の殺害への訴えのすべての捜査を警察へ委任し戻している。Commission には警察を懲罰する権限が与えられている。しかし、1~2 名の優れた委員の努力にもかかわらず、委員会の功績は散々たるもので、自制されている。委員会の大統領へ

の四半期報告は発行されておらず、差し迫った問題について何の処置も取られていないことに加え、警察によってただ決定されたいい加減な記録が提出されている。』 [26b] (p16)

ナイジェリア軍による裁判外の殺害

- 8.22 国際連合人権委員会の **Report of the Special Rapporteur** の裁判外、略式、または恣意的な処刑についての報告は、以下のように記している：

『通常軍隊は市民の暴動において法と秩序を定めるために警察の補助または代わりとして働く。大統領は自らの決断で、もしくは州政府の要請を受けて行動する。**Minister for State for Defence** が **Special Rapporteur** へ伝えたところによると、軍隊にはそのような状況でのいかなる活動条件をも与えられていない。したがって、恣意的で過度の武力行使に対する不平が頻繁にあることは驚きではないが、捜査が行われたり、起訴されたりすることはほとんどない。』 [26b] (p17)

『軍隊はまた、市民が軍を武装攻撃したことに対する復讐のために町を攻撃した。2001 年 **Benue** 州で、武装グループが 19 名の兵士を誘拐・殺害したことに対し、念入りに計画された軍隊の攻撃により 200 名以上の市民が殺害された。4 月には連邦司法調査が報告されたが、報告は概して極秘のままであり、軍隊に対する政府の適切な対応や対策は取られていない。』 [26b] (p17)

『2005 年 2 月、**Bayelsa** 州で、軍・警察連合哨戒隊が地元の民兵指導者を捜すために **Odioma** へ入った。指導者は避難したが、大勢が殺害され、町は焼き払われた。現地の指導者らはこの攻撃を集団処罰行為と見なした。連邦上院委員会は民兵指導者をかくまっていたとしてその町を批難したが、これは現地指導者達の主張を認めてしまっていることになる。**Bayelsa** 州知事は、過度な武力が行使されたと **Special Rapporteur** に認めた。司法調査は設定されたが、これまで同様、報告は公表されていない。』 [26b] (p17)

『そのような事件では、軍隊が「自己防衛」のために行動したか、そうでなければ報復のために市民を処刑することが正当化されたと当局者には仮定される。よって、非武装の市民の意図的な殺害が武力紛争であってもそうでなくても、国際法とナイジェリアの法律では明らかに違法であるのに、刑事免罪となるのが現実である。**Minister of State for Defence** は、メディアが **Odi** と **Odiama** の事件を大げさに報道していて、軍の介入は地域の和解を促すものだと **Special Rapporteur** に断言した。』 [26b] (p17)

『このような事件への対応には一定のパターンがある。深刻な人権侵害が申し立てられる。当局は調査を発表する。そして、結果報告は公表されないか、勧告は無視される。報告は適切な民事と刑事手段の代わりとなるが、告発される者や罰せられる者はおらず、補償がまったくないか、適切には補償されない。』 [26b] (p17)

目次へ戻る
出典一覧へ

9. 兵役

- 9.01 Abuja の British High Commission から入手した 2006 年 1 月付けの情報によると、ナイジェリア軍には兵役の義務はない。軍隊の採用は志願によるもののみである。上官と兵士は異なる条件下で働く。兵士が決められた期間の任務を終える前に軍を辞めたい場合は、自由に申し込むことができる。ナイジェリア軍法によると、平時・戦時での脱走に対する最高刑は、軍法会議で有罪となった場合、2 年間の投獄である。実際に、ナイジェリア軍によってこの刑罰またはより軽い刑が執行されている。[2b]

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)

10. 司法

組織

10.01 司法制度について、USSD 2006 Report は以下のように述べている：

『通常の法廷制度は、連邦と州の第一審裁判所、州控訴裁判所、連邦控訴裁判所、最高裁判所から成る。シャーリア控訴裁判所と慣例（従来）の控訴裁判所を民事または刑事法の基礎として使う州（連邦首都圏（Abuja）を含む）にはこれらの裁判所がある。一審の裁判所には、治安判事裁判所または地方裁判所、慣例の、または従来裁判所、シャーリア裁判所があり、特別な事件には州高等裁判所がある。また、憲法では、政府がシャーリア控訴裁判所と最終審裁判所を設立することが定められている。だが、それらの裁判所は年末までに設立されていない。』 [3a] (Section 1e)

独立性

10.02 2006 年 2 月にエコノミスト・インテリジェンス・ユニットから発表された記事は、以下のように述べている：

『歴代のナイジェリア憲法では司法の独立性が定められている。しかし、軍事政権の間は、特に Abacha 時代は、政権が司法権を縮小し、判決に従わなかったことにより、裁判官の権限と自由は相当に損なわれた。司法は現在の民政ではその権限の一部を取り戻している。司法には、意見の分かれている政治的論争、特に選挙、政府の異なる階層間の権限と資源の分割に関する論争への判決を下すことも義務付けられている。しかし、司法制度はいまだに汚職と大きな資金不足で著しく害されている。このことは審議の長期遅延など粗悪な司法行政を招き、多くの北部地方の人たちにとってシャーリアの導入が魅力的となっている主な理由の 1 つとなっている。』 [10b]

10.03 USSD 2006 Report は、以下のように付け加えている：

『憲法と法律は独立した司法を規定しているが、司法部門は行政部門と立法部門の圧力の影響を受けやすいままである。政治指導者は、特に州と地方レベルで、司法に影響を及ぼしている。職員と財源の不足、非能率、汚職が司法制度を適切に機能することを妨げ続けている。市民は訴訟の長期遅延にあたり、司法官から訴訟を迅速に進めるために小さな賄賂を要求されたりすることが多い。』 [3a] (Section 1e)

公正な裁判

10.04 USSD 2006 Report は、以下のように述べている：

『通常の裁判制度では、公判は公表され、無罪推定、立会いの権利、証人への反対、証拠の提出、弁護士をつける権利など一般的に憲法で守られている刑事訴訟での個人の権利は尊重される。被告は自らの弁護士を選ぶ権利があるが、殺人やその他死刑となるような特定の犯罪以外では、弁護人なしで審理を進めることを防ぐ法律はない。法的支援法はそのような場合弁護士を任命し、審理は弁護士なしでは進められない。しかし、裁判官は容易に賄賂を受け取り、「判決はすでに決められ」ており、訴訟当事者が公正な裁きを提供してもらうのに裁判所を当てにできないことは広く知られている。多くの裁判所では人員不足で、職員の賃金は低い。裁判官が公判のために現れないことは多く、その理由は脅しを受けていることもある。裁判所職員は自らの任務を遂行するのに適切な設備、訓練が欠けていることが多く、意欲のなさの主な原因は、見合った報酬が支払われないことである。[3a] (Section 1e)

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)

11. シャーリア刑法

シャーリア刑法の導入

- 11.01 Human Rights Watch (HRW) は、2004 年 9 月に公表された報告「政治的シャーリア? ナイジェリア北部の人権とイスラム法」で、以下のように述べている：

『シャーリアは、4つの大宗に基づいたイスラム法である。4つの大宗とは、コーラン（預言者 Muhammed への神の啓示）、スンナ（預言者の行動）、ハディースに記述されているキヤース（コーランまたはハディースの原則の理解に基づく類推の過程）、およびイジュマー（イスラム学者の意見の一致）である。』 [22d] (p10)

『シャーリアはイスラム教徒人口が多い、多くの異なる国で刑法と民法に適用されている。多くのイスラム教徒にとって、シャーリアは哲学であり、西洋の概念をはるかに越える一式の規則と指針であり、社会制度上の関係、私生活、倫理規定に関する日常の行いを規定するものである… ナイジェリアのイスラム教徒の大多数はスンニ派である。イスラム教スンニ派には 4つの主な学派、Maliki、Hanafi、Hanbali、Shafi があり、それぞれは少し異なる信念を展開させており、異なる伝統を順守する。また、異なる規定を策定している。ナイジェリアで適応されているシャーリアの形は、主に Maliki 派に基づいており、この学派は西と北アフリカのイスラム教徒の間で主流になっている。』 [22d] (p10-11)

- 11.02 2006 年 2 月にエコノミスト・インテリジェンス・ユニットが発表した記事は、以下のように付け加えている：

『2000 年 1 月、北西部州の Zamfara がシャーリアを導入した連邦での最初の州となり、多信仰国におけるこの行為への憲法の有効性についての激しい論争が全国で引き起こされ、この論争はすぐには解決されそうにない。2001 年末までに、北部の 12 州がシャーリアを導入し、2004 年末でもまだ施行されていた。しかし、シャーリアの強制はナイジェリア内の多くの団体に反対されており、国内の宗教的・民族的紛争の大きな原因となっている。過去 1 年に、法の前では万人は平等であるという希望は実現されておらず、イスラム教徒の間ではシャーリアへの支持が弱まっているという一時的な兆候がある。しかし、どの州もシャーリアを廃止しようとはしない。』 [10b]

- 11.03 2005 年 10 月 7 日付けの国際連合人権委員会 Report of the Special Rapporteur の宗教または信仰の自由についての報告は、いくつかの州でのシャーリアの刑法への導入がイスラム教徒から一般的に支持されていたとして、以下のように記している：

『Special Rapporteur が対話したイスラム教徒を含む多数の人が、国民を満足させる目的で州当局によりシャーリア刑法が導入されたとの見解を支持していた。その他の者は、シャーリアの拡張は、政府がナイジェリア社会の本当の問題に対処することに失敗している結果であると主張した。イスラム教

徒は、自分達の生活を体系づける非宗教的な方法に徐々に背を向け、自分達の市民としての懸念への適切な対処の仕方をイスラム教の中に見つけた。』

『…ナイジェリアのイスラム教徒の大多数はシャリーアの強制を支持している。多数のイスラム教指導者は、シャリーアがイスラム教徒すべての生活様式であり、シャリーアを適用しないことはイスラム教徒の宗教の自由を拒否するものだ」と強調した。ナイジェリアでは、シャリーアはイスラム教徒のみに適用される。よって、非イスラム教徒の宗教の自由を制限してはいないと主張された。さらに、多くのイスラム教指導者は、普通法は教会法に基づいており、イスラム教徒を非イスラムの規範に基づく法的枠組みに従わせるものだ」と信じていた。イスラム教従属法はナイジェリアでは常に適用されてきた。他方で、採用されてから数年経ち、イスラム刑法はさまざまな問題を生み出しており、イスラム教徒間でも一致した支持が得られるには程遠い。』
[26a] (p12)

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)

法的枠組み

11.04 HRW のシャリーアと人権についての報告は以下のように述べている：

『刑法の観点から、シャリーアのもとでは犯罪と刑罰には、3つの主要区分がある。第一に、**hudud**（単数形は **hadd**）の刑罰で、コーランとハディースの中に説明されている。**Hudud** は神により特定されているので、固定されており、変えられることができないと見なされている。含まれるのは、窃盗（身体切断の刑で罰せられる）、武装強盗（死刑もしくは身体切断刑で罰せられる）、婚外性交（死刑もしくはむち打ちの刑で罰せられる）、婚外性交の冤罪（むち打ちの刑で罰せられる）、アルコール摂取（むち打ちの刑で罰せられる）、イスラム教の背教行為または放棄（死刑で罰せられる）である。しかし、そのような犯罪でも、固定された本質にもかかわらず、異なる学派や異なる国で解釈が違う。例えば、ナイジェリアでは、国内の多様な信念が認められており、北部でさえも宗教の自由の権利が認められているため、背徳行為はシャリーア刑法の犯罪には含まれない。』

『第二は **qisas** と **diya** の刑罰である。**qisas** は殺人と傷害に当てはまり、報復の概念に基づく。被告人が被害者に負わせた同じ罪を被告人に負わせることが含まれる。同じ手段が使われるケースもある。（例えば、殺人者は、犯した殺人で使用した同じ武器を使って殺害される。）**diya**、または殺人報酬の支払い、被害者の家族が **qisas** を要求しない場合に犯罪に対する経済的または物質的報酬を要求するものである。第三の部門は **ta'zir** 刑罰であり、州が被害者の家族の希望に制約されない時、裁判官の自由裁量で刑罰が決まる。』

『刑法の観点から、シャリーアによると、被告人は常に疑わしい時は罰せられない。かなりの自由裁量がシャリーア法廷の裁判官に与えられており、固定された刑罰が特定されているような **hudud** のケースであっても裁判官は判決を下す前に十分警戒するよう求められている。ある特定の犯罪に対しては、有罪判決に必要な証拠の基準は意図的に非常に高く設定されており、基

準を満たすことはほぼ不可能であり、よって法律は刑罰の本当に執行されるということよりは抑止装置となっている。』 [22d] (p11)

シャーリア法廷制度

11.05 シャーリア法廷について、HRW のシャーリアと人権についての報告は、以下のよう述べている：

『州レベルで刑事事件に対応するシャーリア裁判は 3 種類ある。下級と上級シャーリア裁判所（各州に複数ある）は第一審の聴聞をする。上級シャーリア裁判所は上訴管轄権も持っており、下級シャーリア裁判所で審理された訴訟からの上訴を聴聞することができる。各州には、それぞれのシャーリア控訴裁判所があり、上級シャーリア裁判所で審理された訴訟についての上訴を聴聞する。下級と上級シャーリア裁判所で議事を行う裁判官は 1 名のみであり、このことは死刑や切断刑といった刑罰を伴う犯罪事件に関する懸念となっている。シャーリア州控訴裁判所では 3～5 名の上級判事が議事を行い、通常は上級や下級裁判所の裁判官よりは経験のある裁判官が担当する。』

『上級または下級シャーリア裁判所より判決を下された後、被告人には上訴する期間として 30 日与えられる。実際には、30 日を過ぎてからの上訴の多くが受け入れられている。』

『被告人が州内の上告手段を使い果たし、シャーリア控訴裁判所が判決を承認した場合、その後被告人は連邦控訴裁判所と、最終的には最高裁判所へ上告できる。これらの裁判所はシャーリア裁判所からの上告を聴聞する司法権を持ち、控訴委員会にはシャーリアの高度の専門知識を持つ裁判官が含まれることになっているが、両裁判所は連邦機関であり、シャーリアの裁判所ではない。シャーリアの支持者には、連邦レベルにおける専門化したシャーリア控訴裁判所がないことに不満を持つ者もあり、連邦控訴裁判所と最高裁判所がシャーリアに精通していないと主張している。また、それらの機関は連邦政府に近すぎるため、シャーリアに反対しやすいと恐れる者もいる。』

『死刑や切断刑が州のシャーリア控訴裁判所に承認され、被告人が連邦控訴裁判所に上訴しないことを選んだ場合、州知事は、刑の執行が実際に行われる前に個人的に認可しなければならない。もしくは、有罪判決を受けた者に恩赦を与えることができる。』 [22d] (p18)

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)

シャリーア刑法の実行

11.06 HRW のシャリーアと人権についての報告は以下のように述べている：

『新しいシャリーアの法律の導入に続き、州政府のほとんどはシャリーア刑法を実行するため組織と団体を設置した。これらの組織には、シャリーア実行委員会と、国民のシャリーア厳守を保証し違反を報告することを主な役割とする **hisbah** と呼ばれる団体が含まれる。一般市民と州政治家の間で連邦警察に対して深い不信があったので、**Hisbah** の設立はいくつかの地域で歓迎された。いくつかの州では、**hisbah** は、例えば姦通や姦淫、アルコール摂取やその他の犯罪での逮捕を実行するために使われた。この報告で記述されるように、**hisbah** のメンバーは、特に **hisbah** が設立されてから 1～2 年のうちに、シャリーアを執行する過程におけるさまざまな人権侵害に関与している。』 [22d] (p16)

『…シャリーアは 12 州にわたって一貫性なく適用されている。シャリーアが施行されることに対して、裁判所と **hisbah** やその他の執行団体の熱意も、州の宗教構成と州知事の政治的気まぐれによって大きく変わる。その一例として、この州でさえシャリーアが始めて導入されてから熱狂は冷めつつあるが、**Zamfara** 州は最も厳格にシャリーアを採用している。他方では、州の人口の約半分がキリスト教徒で、シャリーアの導入が 2000 年に大規模な暴動と殺害をもたらした **Kaduna** 州では、シャリーア法廷で提訴される刑事事件はほとんどなく、1～2 件の例外はあるが、厳しい身体的刑罰は下されていない。』 [22d] (p16-17)

『…アラビア語で **hisbah** は公共の利益のため、または神の恩恵を追求する目的で遂行される行動を意味する。イスラム教における **hisbah** の概念はコーランの韻文とハディースに由来する。すべてのイスラム教徒が良く正しいものを求め、悪く誤ったものを非難する義務を意味する。』 [22d] (p73-74)

『ナイジェリアの場合、**hisbah** の役割を国内の他の地域で活動している自警団体にたとえて見る者もいる…**hibah** は、それらの団体と似た特徴もあるが、大きな違いもある。他の自警団体のように、**hisbah** は主に現地で採用された若者で構成され、通常地元を巡回し、時には犯罪容疑者を警察に引き渡すことなく、またはその前に直ちに刑罰を執行することがある。**Hisbah** の構成員は容疑者に対するむち打ちや暴行に関与しているが、**Human Rights Watch** は、**Bakassi Boys** や **OPC** とは違って、**hisbah** の構成員による殺害の報告は確認していない。**Hisbah** は棒やむちで打つことはあっても、ナイジェリアの他の地域の自警団のように、通常は銃器を携帯してはいない。』 [22d] (p74)

11.07 国際連合人権委員会の宗教の自由についての報告は以下のように付け加えている：

『シャリーア刑法が即座に適用されたことにより、刑法の実施に関する多くの問題が起こった。問題の 1 つは、シャリーア法廷での第一段階では裁判官が弁護士である必要はないため、裁判官が十分に訓練されていなかったことである。いくつかのケースでは、これらの新しい法典の導入に続き、証拠や手続きの規則は無視されるか正しく従われず、被告人は法的代理人を奪われ、有罪判決が急いで下され、容疑者のなかには自分が裁判にかけられている理由や、裁判の意味を分からずにいる者もいた。この点において、一般的に、特に女性や社会的弱者に関して、イスラム法の下での権利と義務の認識が欠けていることが真の悩みの種である。』 [26a] (p12)

『…シャリーア刑法の執行への一番強い反応は、シャリーア法がキリスト教徒には適用されるものではないものの、明らかにシャリーアを適用している州に住む宗教的少数派、特にキリスト教徒から来ている。主な非難は、シャリーアの実施は多くの場合、直接少数派の権利を侵し、少数派が被害者となる差別を生み出すということだ。この点において、アルコールの禁止や隔離された公共輸送手段などの新しい規制が少数派の自由を制限し、少数派が独自の基準に沿って生活することを妨げている。シャリーアの原則を厳しく実行しようとする Zamfara のような州では、隔離された交通手段や医療施設、公立学校が設立され、これに対しキリスト教徒は自由の侵害だと主張している。』 [26a] (p13)

『実際に、キリスト教徒や他の宗教的少数派はラマダンの断食などの習慣に従う必要はないが、この期間はレストランや食堂の閉店を強いられる。したがって、この状況は、少なくとも部分的には、自宅で食べることを余儀なくさせることにより少数派を宗教的義務に従わせている。この義務はまた、外食産業に関わる非イスラム教徒への大きな経済的損失をもたらしていると伝えられている。』 [26a] (p13)

『異なる背景の市民が混在する地域におけるシャリーア刑法実行に関するもう 1 つの問題は、誰がシャリーアに従うべきであり、誰がそうでないかを定める明らかな線引きがほとんど不可能であることだ。例えば、異なる信念を持つ者の間の結婚では、イスラム教徒の配偶者はシャリーアの制裁に従わなければならないが、非イスラム教徒の配偶者はそうではないという事実はその家族全体に影響を及ぼす。したがって、特定の禁止法の適用は非イスラム国民の権利にも影響する。』 [26a] (p13)

11.08 USSD 2006 Report はさらに以下のように付け加えている：

『シャリーア（イスラム法）の異なる策定は 12 の北部州で実施されていた。シャリーア法廷は、その年（2006 年）には、姦淫や公衆の面前での酩酊状態に対するむち打ちといった hudud 刑を申し渡したが、刑がその年の年末までに執行されたかどうかは知られていなかった（原文のまま）。Hudud という言葉は、コーランに明白に言及される犯罪を指しているが、具体的な刑罰の執行が必ずしも書かれているわけではない。身体切断の刑は窃盗以外の罪のいくつかの訴訟で言い渡されたが、執行された例はない。石打ちの刑や切断刑など他の刑のいくらかは上告中か、刑罰の執行が未決のままであったが、そのような刑罰はその年には実行されていない。長期の上告手続きのために、シャリーアの下での数多くの刑罰はその年の終わりまでには実行されなかった。前年からの訴訟で言い渡された死刑で執行されたものはなかった。刑罰が適用される訴訟が連邦レベルへ上告されたことはそれまでになかったので、連邦控訴裁判所はそのような刑罰が憲法違反になるかどうかを決定しかねていた。石打ちの刑と切断刑の判決は、以前は手続きと証拠に関する理由で覆されていたが、憲法上の理由では反対されていない。むち打ち刑もまた Northern Region Penal Code での普通法の下では刑罰であり、制定法違反としては裁判では反対されていない。有罪判決を受けたものはむち打ちの刑を受ける代わりに、罰金を支払うか、刑務所へ行くことを選ぶことが許されている訴訟もある。シャリーアでは、被告人に切断刑や死刑に関わる判決を上告するための 30 日間が与えられるが、むち打ちの判決は通常直ちに実行されていた。実際には、上告には 30 日以上かかることが多かった。』 [3a] (Section 1c)

11.09 2004 年 10 月にノルウェー移民局より発表されたナイジェリアについての Norwegian Fact-Finding Mission Report は以下のように述べている：

『シャリーア法律制定は、1999 年の執行以来 12 州ではかなりの程度で認められるが、異なる州でのシャリーア法廷制度間ではこれといった協力はなされていないことを強調することは重要である。例えば、Kano 州でシャリーア法を破ることは Sokoto でのシャリーア法の下での迫害を意味するわけでない。北部州でシャリーアに関連する罪に問われている者がその州を離れた場合、警察はその者を逮捕しもとの州へ連れ戻すことはない。これは警察が連邦機関であり、法廷制度には責任がなく、連邦法に従っていないからである。Hisba 自警団は（原文のまま）一般的に州の境界線を越えて市民を追いかけるだけの資源を持っていない。』 [37] (p9)

シャリーア刑法に関する政府の方針

- 11.10 ナイジェリア北部州でのシャリーアと人権についての HRW の報告は、以下のよう述べている：

『最初から、連邦政府はシャリーアの導入について消極的な態度をとっていた…政府高官には、ある面について個人的な反対を公言していた者もいた。特に石打ちによる死刑についてだ。しかし、そのような判決が下されることを防ぐために干渉するまでには至らなかった。代わりに、被告人の精神的苦痛を延長させる長期にわたるプロセスである上訴制度を当てにし、上告裁判所が最終的には判決に直面している者を放免すること望んでいた。連邦政府もそのような刑罰をもたらす法律を変えることは強く主張していない。よって、たとえシャリーア制度が目にする人権侵害を正当化するために使われる場合でも、この点において、州知事は完全な自主性を持っている。』

[22d] (p99)

- 11.11 国際連合人権委員会の宗教の自由についての報告は以下のように付け加えている：

『ナイジェリアでシャリーア刑法採用によってもたらされた主な問題には、合憲性の問題がある…この刑法を中傷する者の多くは、宗教を刑事問題も含めてこの社会でのイスラム教徒市民の振る舞いを規制する唯一の基準とすることは、国教を導入することと同じであると考えている。』

『…2002 年、連邦法務大臣はシャリーア刑法を採用した北部州に書簡を送り、刑法がさまざまな理由から違憲であると指摘した。しかし、これまでに最高裁レベルでも連邦控訴裁判所でもシャリーア刑法への憲法上の異議申し立てはされていない。このことはさまざまな理由で説明される。その 1 つは、下級シャリーア裁判所で下された多くの判決は通常控訴審で却下され、提訴権、すなわちシャリーア法の採用により個人的に影響を受けているために訴訟を起こす権利を持つ人のみが最高裁で憲法訴訟を起こすことができる事実である。しかし、**Special Rapporteur** と対話した数人は、憲法上の異議申し立てがないのは、イスラム法に従う市民の大半が法的にシャリーアに立ち向かうことを恐れているからであるという事実を挙げた。』

『シャリーア法の支持者は、憲法は州に刑法を採用する立法権を与えており、憲法で守られる宗教の自由の権利は、ナイジェリアの市民にイスラム法で自分が統治されたいかどうか決める権利を与えていると考える。あるイスラム教徒が **Special Rapporteur** に言ったことには、神聖なコーランのみが自分達にとって法的意義を持つものであり、憲法を含むその他の法律が生活を規制することはない。』 [26a] (p14)

シャリーアに対する批判を公的に表現する自由

11.12 HRW のナイジェリア北部州でのシャリーアと人権に関する報告は、以下のよう
に述べている：

『Human Rights Watch は、北部州政府当局への批判に対する統計的な抑圧があるという実質的証拠を見つけてはいないが、人々がシャリーアや、ひいては州政府の方針や働きに対する批判を表現することを恐れ、控えているという傾向がある。影響を受けているのは、キリスト教徒よりもイスラム教徒である。シャリーアが導入されて間もなく、イスラム教指導者や学者を含む政府に批判的な人々が公的に名誉を傷つけられたりばかにされたりした例があった。シャリーア導入の利点と不利な点について率直で開かれた議論を行う意思はくじかれ、鎮圧された例もある。』 [22d] (p86-87)

『シャリーアに対する意見と直接関連して、人々が逮捕されたり、拘束されたり、他の形で深刻な虐待を受けたという事件は文書化されたものではないが、ナイジェリア北部の地域社会では、シャリーアやシャリーアが適用される方法への明白もしくは公的な批判を表現することは強く控えられている。Human Rights Watch の調査員は、学者、人権活動家、女性団体のメンバー、弁護士やその他の批判者たちが自制していることに気づいた。こういった批判者はシャリーアへの強い危惧の念を密談では進んで表明していたが、公の場ではそうはしない。批判者は、そのような考え方を公然と表明するのは不可能または危険すぎると述べた。』 [22d] (p88)

『…彼らが人前で批判したがることは主に、シャリーアを批判していると認識された者に課される罪である、反イスラム的であるというレッテルを貼られることを恐れているからのようだ。しかし、ナイジェリア北部では、反イスラム的であると思われるリスクを負ってでも、シャリーアに対する強い批判を表明したいと思うイスラム教徒はほとんどいない。この自主規制により、北部の市民社会は、あからさまな人権侵害などシャリーアのより問題となっている側面について実際には沈黙しており、長い間、この問題についての開かれた真の議論は行われていない。』 [22d] (p88)

『宗教の政治化は、北部州政府の批判はイスラム教の批判だと自動的に見なされることを意味する。たとえその批判が宗教や宗教的法律の問題と関係していなくても、また、特定の法的または専門的観点に着目していてもである。1999 年の選挙の余波を受けて、北部の反体政党が州政府を批判した場合には、頻繁に反イスラム的だと評された。』 [22d] (p88-89)

『…2003 年頃から、その傾向は少し変わってきたようだ。より開かれた議論の場ができ、Daily Trust など北部で広く読まれている新聞が公然と、シャリーアの適用を批判するイスラム教徒によって書かれた記事を載せるようになった。』 [22d] (p89)

『しかしながら、人権団体や女性団体を含む北部のほとんどの政府機構は、罰則の本質など、シャリーアの中心と見られている賛否両論の問題に真っ向から取り組むことをいまだに避けようとしている。自分達の活動を、国民意

識を高めることや、国民への指導やその他のより敏感でない部門に集中させている。』 [22d] (p90)

『…その結果、シャーリアへの公的な批判の大半は主にナイジェリア南部や他の地方のキリスト教市民社会団体か、海外や国際組織から来ている。結果、意見の二極化が進み、キリスト教や西欧団体はシャーリアへの「攻撃」を引き起こしていると思なされることとなった。北部のイスラム教徒に対するより微妙な批判は聞かれていない。』 [22d] (p90)

[目次へ戻る](#)
[出典一覧へ](#)